



税の申告が始まります！ 所得税確定申告ならびに市県民税申告

税務課住民税係 ☎75-4977

2月16日（木）～3月15日（水）

9:00～15:00（土日及び祝日を除く）※受付は8:30から

会場：うきは市役所 3階 大会議室 ※受付はうきは市役所1階 ロビー



※以下の申告については、ほかの所得申告を計算後、**久留米税務署**での申告をお願いすることがあります。

【分離課税】土地や建物を売った譲渡所得や、株式等の譲渡・配当所得、山林所得

【専門的知識が必要なもの】仮想通貨の取引、先物の取引など

【住宅借入金等特別控除】1年目で複雑なもの

※青色申告、消費税申告は今までどおり受け付けてできませんので、税務署等での申告をお願いします。

確定申告をスマホ申告でしてみませんか！

令和4年分の確定申告について、スマートフォンを利用した
申告説明会兼申告会を久留米税務署と合同開催します。

スマホ申告は、案内画面に従って金額等を入力すれば、税額等が自動で計算され、計算誤りのない確定申告書が作成できます。また、税務署や市役所等にお越しいただくことなく、マイナンバー方式又はID・パスワード方式による送信が可能です。

開催日時 **1月30日（月）** 14:00～19:00

※事前準備が必要ですので、18:00ごろまでにはお越しく下さい。

開催場所 るり色ふるさと館 2階 研修室4・5（うきは市吉井町983番地1）

対象者 給与、年金収入の方
株式等の譲渡所得・配当所得のある方



※参加希望の方は事前予約となります。予約は右記QRコードよりお願いします。

必要なもの

- ①スマートフォン ②マイナンバーカード、利用者識別番号のわかるもの
- ③ID・パスワード（税務署で過去に発行されたもの）のわかるもの
- ④令和4年分給与もしくは公的年金の源泉徴収票
- ⑤申告に必要な控除証明書等
 - ・医療費控除を受けられる方は領収書等から作成した「医療費の明細書」
 - ・ふるさと納税の証明書等
- ⑥上場株式の特定口座年間取引報告書（令和3年分の申告で譲渡損失額の繰越をされた方は、申告書付表の控えなど各年の繰越額がわかるもの）
- ⑦（還付申告の場合）申告された方の還付先口座番号がわかるもの

※②③はいずれかひとつご持参ください。

※⑤⑥⑦は申告内容に応じて必要。ご不明な際はお問い合わせください。

※今回マイナンバーカードをお持ちでない方でも、税務署職員が運転免許証などで本人確認を行い、スマホ申告用のID・パスワードを発行することができます。



●問合せ 税務課住民税係 ☎75-4977

久留米税務署 個人課税部門 ☎0942-32-4461

（自動音声案内に従い「2」を選択してください。）